破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第６号
広島県尾道市東尾道６番地19
債務者　有限会社村上源一商店
代表者代表取締役　村上　隆利
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　則利
4　破産債権の届出期間　平成30年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所尾道支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第６６号
北九州市若松区白山２丁目10番23―807号
債務者　上田　達浩
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　俊博
4　破産債権の届出期間　平成30年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１３号
鹿児島県志布志市志布志町志布志1949番地
アーバン香月210号、旧住所鹿児島県志布志市志布志町志布志1936番地
債務者　茂山　　進
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂薗　　広
4　破産債権の届出期間　平成30年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
福島県西白河郡西郷村大字米字入道山８番地
債務者　大高　紀元
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　貴雄
4　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成３０年（フ）第４１号
岡山市北区今保723番地20
債務者　坂元　義人
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武政　祥子
4　破産債権の届出期間　平成30年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３４号
京都府宇治市莵道出口30番地の67
債務者　飯田　耕一
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　哲也
4　破産債権の届出期間　平成30年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２６号
鹿児島県鹿児島市平川町6015番地３
債務者　中村　政廣
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　健太
4　破産債権の届出期間　平成30年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第９号
兵庫県美方郡香美町香住区下岡711番地
債務者　小谷　　勝
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
4　破産債権の届出期間　平成30年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
広島市東区戸坂新町２丁目４番20―５号
債務者　Ｕｃｈｉｄａ　Ｔｒａｄｉｎｇこと
内田波雄郎
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田憲太朗
4　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４号
広島県尾道市山波町2229番地３
債務者　杉保リウ子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山根　　務
4　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第６２号
北九州市八幡東区祝町２丁目17番５号
債務者　岩崎　文章
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大神　亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第６８号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊６丁目９番19号
債務者　久保　　稔
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２０号
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目14番26号（レオパレス緑ヶ丘105）
債務者　米倉　繁徳
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　疋田　展大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部